

平成30年度 健康保険委員功労者表彰伝達式を開催いたしました

健康保険事業の推進にご協力いただいている健康保険委員の皆様の長年の活動や功績等に対して「健康保険委員功労者表彰制度」を設けております。平成30年度においては、感謝の意を表し、以下の方々の表彰を、11月に実施された社会保険委員会セミナーの表彰伝達式において行いました。

受賞者の皆様、誠におめでとうございます。

~平成30年度 健康保険委員功労者表彰を受けられた方々~

理事長表彰者 (1名) ※1

池田 浩 様 (社会福祉法人 豊浦福祉会 豊寿苑)



表彰伝達式の様子 (岩国会場)

支部長表彰者 (11名) ※2

室田 義文 様 (社会医療法人 尾中病院)
漆原 慶一 様 (山口アポロ石油 株式会社)
黒瀬 房代 様 (カルスト森林組合)
向井 由美子 様 (地域医療支援病院オープンシステム 徳山医師会病院)
林 博史 様 (徳山青果 株式会社)
久保 優子 様 (関門三協工業 株式会社)
中西 和之 様 (サンセイ株式会社 下関工場)
河野 昇行 様 (山口内山電機 株式会社)
池内 裕子 様 (防府とくち農業協同組合)
中野 利江 様 (株式会社 ウエムラエナジー)
桐田 まり子 様 (柴田木材 有限会社)

※1 理事長表彰・・・健康保険事業の推進、発展のために尽力され、特に活動が顕著な健康保険委員に対して、全国健康保険協会理事長が表彰します。

※2 支部長表彰・・・健康保険事業の推進、発展のために尽力された健康保険委員に対して、全国健康保険協会支部長が表彰します。



全国健康保険協会 山口支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL : 083-974-0530 (代表)

受付時間/平日8:30~17:15

〒754-8522

山口市小郡下郷312番地2 山本ビル第3

下松市と「健康づくりの推進に向けた包括的連携協定」を締結しました

下松市と全国健康保険協会山口支部との健康づくりの推進に向けた包括的連携協定締結式



写真右：下松市長 國井 様

写真左：全国健康保険協会山口支部 高橋支部長

平成30年10月31日に下松市と「健康づくりの推進に向けた包括的連携協定」を締結いたしました。

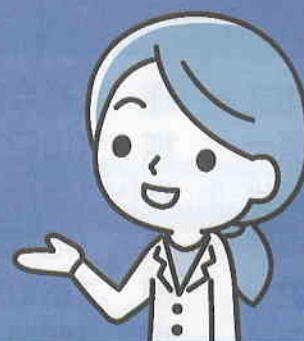
これにより以下の項目に関する健康づくりの推進に向けた連携協力を行い、これまで以上に皆様の健康的な生活の実現を図るよう努めて参ります。

《下松市との連携及び協力事項》

- ・健康情報等の共有に関すること
- ・疾病予防のための医療費や特定健康診査等の調査分析に関すること
- ・特定健康診査及びがん検診の受診促進に関すること
- ・市内の事業所等を通じた健康づくりの推進に関すること

加入者・事業主の皆さまへ

「医療費のお知らせ」は 医療費控除の申告手続きに 使用可能となりました。



平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに、医療費控除の明細書の添付が必要となりました。

また、「**医療費のお知らせ**」を添付すると、**明細の記入を省略**できます。この場合領収書の保管も不要となります。

※ただし、医療費のお知らせに記載されていない医療費分は、医療機関からの領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付し、それらの領収書を5年間保存する必要があります。

確定申告（医療費控除）に係るお問い合わせは**税務署**へ！

医療費を一定額以上支払った場合に、対象となります。

詳細は、国税庁のホームページをご確認ください。

※平成30年度の「医療費のお知らせ」は、主に、平成29年11月診療分から平成30年9月診療分までのものを、平成31年1月下旬から2月上旬に事業所へお届けします。
被保険者様への配付をお願いいたします。

インターネットを利用した健診申込をご利用ください

●生活習慣病予防健診申込（事業主向けサービス）

生活習慣病予防健診の対象者データ（35歳～74歳の被保険者の方）をダウンロードできます。また、ダウンロードしていただいた健診対象者データを利用し、インターネット上で従業員の健診の申込みをまとめてすることができます。

（健診機関へは別途、日程のご予約が必要です。）

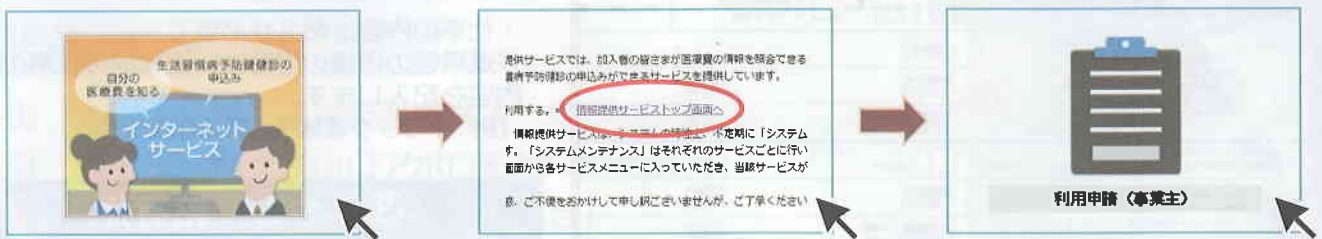
※加入者の皆様が個人で申込みができるサービスではありません。

●お申込みまでの流れ

ご利用には、事前に協会けんぽから提供するユーザーID・パスワードで「情報提供サービス」へログインする必要があります。

Step1 協会けんぽのホームページよりユーザーIDを申請する

内容の要約



・ユーザーIDの利用申請の際、事業所記号・名称等の情報を入力していただく必要があります。ご不明な点がございましたら協会けんぽへお尋ねください。

Step2 協会けんぽよりユーザーIDとパスワードを郵送します

・お届けまでの目安は1週間程度です。

Step3 生活習慣病予防健診の申込みを行う

・健診申込ファイル編集ツール（Opti）を使用して健診申込ファイルを作成し、インターネットより申込みを行います。

※詳しくは協会けんぽのホームページをご覧ください。



『傷病手当金支給申請書』の記入注意点について ～第3回～

今回は、第1回目（4月号掲載）の「被保険者」が記入するページについて改めて掲載します。（本来は1～2ページが被保険者の記入するページですが、今回は2ページ目のみを掲載しています）

記入がないことで申請書が返戻となると、支給日が遅れてしまいますので、記入漏れのないようにご注意ください。願います。（特に記入漏れが多いところを掲載しておりますので、その他の箇所にも記入をお願いします。）

The image shows a form titled '健康保険 傷病手当金 支給申請書' (Health Insurance Sick Leave Allowance Payment Application Form). It is divided into several sections. Three sections are highlighted with red boxes and numbered 1, 2, and 3:

- ① 療養のため休んだ期間 (申請期間)**: This section asks for the start and end dates of the sick leave period. It includes a table for dates and a field for the number of days.
- ② 仕事の内容**: This section asks for the job title and details of the work during the sick leave period. It includes fields for job title, company name, and dates.
- ③ 年金の受給有無**: This section asks whether the applicant is receiving any pension benefits (old-age pension or disability pension) during the sick leave period. It includes checkboxes for 'はい' (Yes) and 'いいえ' (No).

①療養のため休んだ期間 (申請期間)

・被保険者が記入いただいた**申請期間と日数に基づいて、事業所の証明と療養担当者の意見が必要になります**ので、必ず記入漏れのないように願います。

・申請日数である「〇〇日間」の誤りが非常に多いため、日数の数え間違えにはご注意ください。

②仕事の内容

・仕事の内容は記入が必要です。
※退職後の申請の場合は、退職前の仕事の内容を記入します。
(例：トラック運転手、施設介護など)

③年金の受給有無

・老齢年金や障害年金を受給されている方は、記入が必要です。

限度額適用認定証をご利用ください！

70歳未満の方は、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関等の窓口で提示すると、1か月（1日から月末まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みます。※1

※1 保険医療機関（入院・外来別）・保険薬局等それぞれでの取扱いです。そのため、同じ月に複数受診がある場合や、世帯合算・多数該当等に該当する場合は、高額療養費として払い戻しの対象になることがあります。詳しくは協会けんぽへご相談ください。

70歳以上の方は、「高齢受給者証」を保険証と一緒に提示するのみとなっておりますが、法改正により平成30年8月診療分から「現役並み所得ⅠまたはⅡ」に該当する方は、**限度額適用認定証の提示が必要となりました**。まだお持ちでない方は、申請をお願いいたします。※2

※2 非課税の方につきましては、これまでと同様に限度額適用認定証の提示が必要ですので、お持ちでない方は申請をお願いいたします。

申請書等のご提出は郵送でお願いします。

